

官房長官 発言要領

事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について（案）

平成 23 年 6 月 16 日

内閣府

○文部科学省が 6 月 3 日に公表した積算線量の推定結果によれば、計画的避難区域の外側の伊達市や南相馬市の一部の地点において、事故発生後 1 年間で 20mSv を超える推定結果が示された。

その後、詳細な追加モニタリングを複数回実施して近辺の放射線量を測定した結果、少し離れたところでは放射線量が低いなど、年間 20mSv を超える地点の範囲は限定的であり、地域的な広がりは見られていない。

○年間 20mSv という目安は、国際機関が示す 20~100mSv という参考レベルの範囲で最も低い値をとったものであり、さらに、当該地点に居住していても、仕事や用事などで家を離れる時間がある通常の生活形態であれば、年間 20mSv を超える懸念は少ない。

こうしたことを踏まえれば、年間 20mSv を超える地点が生活圏内全般に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から、政府として区域全体に対して一律に避難を指示したり、産業活動に規制をかけたりする状況ではない。

○一方で、住民の方々が心配されることも当然であり、また、線量の高い地点から離れる時間が短い生活形態の場合には、年間 20mSv を超える可能性も否定はできない。

官房長官 発言要領

○このため、原子力安全委員会の意見も聴いて、こうした地点を政府が「特定避難勧奨地点」とし、その近辺の住民の方々に対する注意喚起や情報の提供、避難の支援や促進を行うこととする。

○具体的な仕組みとしては、文部科学省の詳細なモニタリングの結果、事故発生後1年間で20mSvを超える地点が確認された場合に、現地対策本部、福島県及び市町村が協議し、対象地点を特定する。

対象地点としては、雨樋の下や側溝など住居のごく一部の箇所の線量が高いからといって指定するのではなく、除染や近づかないなどの対応では対処が容易ではない年間20mSvを超える地点を住居単位で特定する。

現在、追加的に行った詳細なモニタリングの結果を精査しており、福島県や関係市町村とも調整して、早急に該当する地点を特定するよう、現地対策本部に指示をしている。該当するお宅には、市町村から個別に御連絡をする。

○既に福島県全域が災害救助法の適用対象であり、「特定避難勧奨地点」からの住民の避難も、この枠組みの下で、自治体と協力しながら支援していく。とりわけ妊婦や子供のいる家庭の避難を優先するよう、自治体とも相談していく。

避難をせずに残られる方に対しては、放射線の影響や生活上の留意点などの情報をきめ細かく提供していく。

官房長官 発言要領

「特定避難勧奨地点」から避難を行った者に対する賠償については、原子力損害賠償紛争審査会において検討を行い、7月頃の中間指針としてとりまとめて頂きたいと考える。

- 空間線量率の測定値は変動するため、モニタリングを定期的に実施し、対象の市町村や住民の方にしっかりと情報提供していく。放射線量が下がった場合には、現地対策本部、福島県、市町村で協議し、解除も柔軟に行う。
- 詳細については、この後、原子力災害対策本部の事務局である原子力安全・保安院で資料を公表して、説明を行う。
- 「特定避難勧奨地点」に該当した住民の方々におかれでは、御不安も多いと思うが、まずは現地対策本部や市町村からの説明をよく聞いていただきて、御自身の生活形態や家族形態に合わせた御対応をお願いしたい。